

Ⅵ 個性輝く快適で魅力あるまちづくり (都市基盤・生活基盤の分野)

都市と自然がバランスよく共存し、美しい景観を有する個性あるまちづくりを推進するとともに、だれもが安全で快適に暮らせるよう、バリアフリーに配慮しながら都市基盤や生活基盤を整備します。

また、効率的な土地利用を行うことにより、新市として一体的で個性あるまちづくりを推進します。

1 快適で魅力ある都市空間の整備

1 適正な土地利用の推進

【現状と課題】

本市では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や旧上福岡市、旧大井町の「都市計画マスタープラン」に基づき、市街化調整区域⁷⁹の市街化区域⁸⁰への編入や用途地域⁸¹の指定などを行い、無秩序な開発を防ぎ、都市と自然のバランスがとれた適切な土地利用に努めてきました。また、既存市街地においても、区画整理事業⁸²などを通じて、都市の骨格となる主要幹線道路が整備され、防災性に優れた良好な生活環境が形成されてきました。今後は、市域全体の計画的な土地利用を推進することが求められています。また、土地利用方針の検討にあたっては、自然環境との共生を図るとともに、市民参加のもとに進めていく必要があります。

施策の方向性

自然環境を活かしながら、市街地や農地と共生するまちづくりを基本に、バランスのとれた土地利用を推進するために、新市としての「都市計画マスタープラン」を策定します。また、関係者の意向を確認しながら、用途地域の見直しについて検討を行い、各地域が持つ特性を活かした適切な土地利用を誘導します。

①計画的なまちづくりの推進

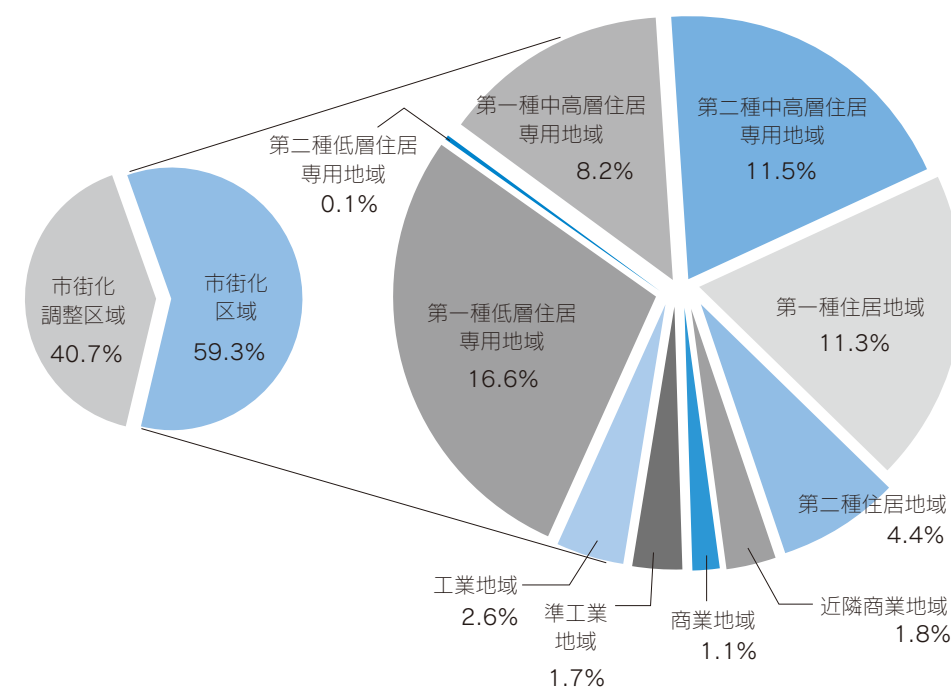
- 新市としての「都市計画マスタープラン」を策定し、望ましい都市像に向け、新しい時代に適応した土地利用を推進していきます。
- だれもが快適で安心して暮らすことができるよう、施設や道路の整備にあたっては、バリアフリーに配慮したまちづくりを進めます。

79 都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
80 都市計画区域のうち、既に市街地を形成している地域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
81 都市計画法の地域地区のひとつ。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。
82 都市基盤が未整備な市街地や、市街化が予想される地区について、区画を整えて宅地の利用の増進を図るとともに、道路・公園・河川等の整備を行う事業。

②新たな土地利用の促進

- 新たなまちづくりや土地利用について、引き続き検討を行っていきます。

都市計画用途地域面積の割合



資料：都市計画課
平成 19 年 1 月 1 日現在

2 都市拠点の整備

【現状と課題】

ふじみ野駅の西側では、土地区画整理事業地内の商業・近隣商業地域を中心に商業施設や高層住宅が整備され、さらに、グレードの高い街並みが一体的に整備されています。上福岡駅周辺でも、駅西口の再開発事業により、商業施設や高層住宅が整備され、ともに本市の都市拠点としてふさわしい街並みを形成しています。しかし、駅東口では歩行者と車が混在し危険な状態となっており、周辺整備が課題となっています。



上福岡駅西口の様子

今後も、これらの地区に商業・サービス機能の集積を図り、多くの人たちでにぎわう活気のある拠点づくりが求められています。

施策の方向性

上福岡駅周辺の利便性の向上のために、西口駅前広場と駅舎を結ぶ導線を改善するとともに、駅東口周辺の整備に向け、関係者と協議・交渉を進めます。

また、都市拠点の整備・充実を図るために、土地区画整理事業などの推進や市街地の再開発に合わせて、快適な住環境の整備に努めます。

①駅周辺の整備

- 安全な駅空間の形成に向けて、上福岡駅東口周辺の整備手法について検討を行うとともに、関係者の意向を踏まえたまちづくりに努めます。
- 上福岡駅西口の利便性の向上のため、整備手法を検討します。
- ふじみ野駅周辺の整備について、関係機関に対し、要望や協力を行います。

②市街地の整備

- 土地区画整理事業の支援を引き続き行い、だれもが安心して暮らせる良好な居住環境の構築を図ります。
- 市街地の再開発に合わせて、良好な住宅供給や公園の整備を図るなど、快適な居住環境の整備に努めます。

3 景観に配慮したまちづくり

【現状と課題】

景観に配慮した街並みの形成は、良好な居住環境を生み出すとともに、市民のわがまちへの誇りを育みます。全国的にも、平成 16 年に景観法⁸³が制定されるなど、まちづくりにおける景観の重要性はますます高まっています。

本市では、これまで、都市計画法⁸⁴に基づく地区計画⁸⁵において、地区の実情に応じた建造物の高さ制限を設定したり、道路に面する塀や柵の構造に一定のルールを設けることなどにより、美しい景観の形成に努めてきました。今後も、引き続き市民に親しまれる景観に配慮した街並みの形成を推進していく必要があります。



施策の方向性

市街地の面整備が進む地区に対して、地区計画などを活用したまちづくりを進めるとともに、自然環境にも配慮した美しい街並みの形成に努めます。

①景観形成の推進

- 都市計画法に基づく地区計画などを活用し、各地区の地域性や自然環境に配慮した良好な景観形成を進めます。
- 住宅地の良好な景観形成を図るため、市民や事業者による主体的な緑化活動を推進していきます。

②屋外広告物の適正化

- 商業地を中心に、屋外広告物の適正化について事業者の理解を得るよう啓発活動に努め、違反簡易屋外広告物の撤去などを推進します。

83 都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るための基本理念のほか、規制や支援等を定めた法律。

84 都市への人口集中等による無秩序な開発を防止し、計画的な市街化を図ることを定めた法律。

85 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

2 生活基盤の整備

1 水道水の安定供給

【現状と課題】

本市では、人口の増加に伴う水需要の拡大に対応するため、これまで施設の拡張を積極的に行ってきました。近年、上水道の年間配水量は増加傾向にあり、施設の適切な維持・管理を行うとともに、県水の計画的な受水などにより、水道水の安定供給を行っていく必要があります。また、安全性や効率性の観点から、老朽管や石綿管の更新、災害時に備えた貯水施設の整備などを計画的に実施するとともに、受益者負担の原則による適切な水道料金の設定と健全な上水道事業の運営が求められています。

このほか、市民が水の大切さについて理解し、節水を推進することにより、水資源を保護することが重要となっています。

施策の方向性

施設の適正な維持・管理、更新を行うことにより、効率的で安全な水道水の供給に努めます。また、災害時における市民の飲み水を確保する飲料水兼用耐震性貯水槽の適切な維持・管理を行います。このほか、水道料金体系の見直しを行い、健全な上水道事業の運営をめざします。

①施設・設備の改修及び更新

- 水道事業基本計画を策定し、市民ニーズに基づく計画的な事業を展開します。
- 浄水場の水質管理や施設の適切な維持・管理、老朽管や石綿管の更新を通じ、安全で安定した上水道の提供に努めます。

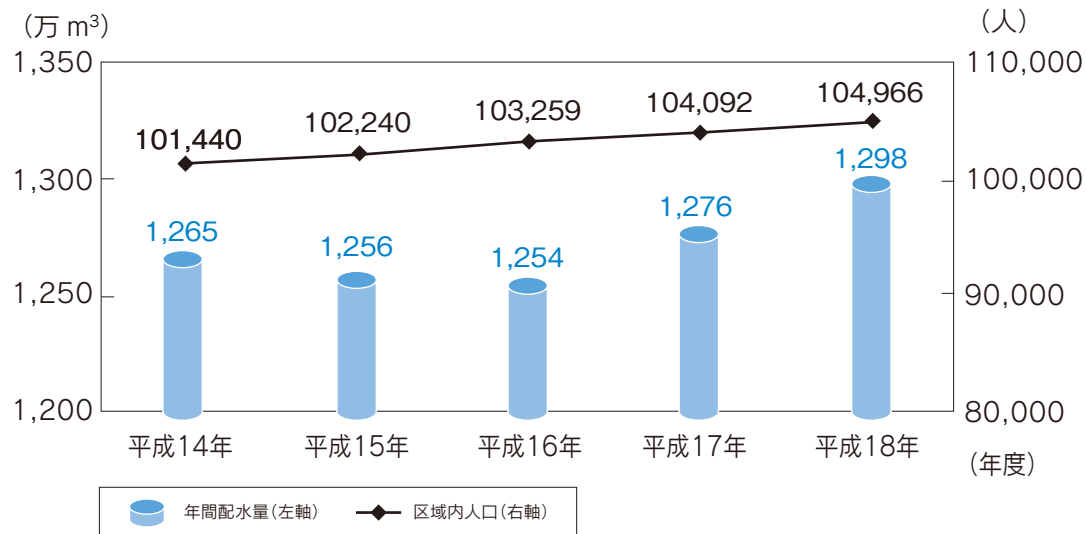
②災害に強い施設整備

- 地震などの災害時にも水道水の安定供給が行える環境を整備するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の適切な管理に努めます。

③効率的な事業の推進

- 水道料金体系の見直しを受益者負担の原則に基づいて行い、健全でより効率的な上水道事業の運営をめざします。
- 水の大切さについて市民の理解と関心を深めるため、啓発活動を推進します。

■ 上水道の状況の推移



資料：水道部

2 下水道の整備

【現状と課題】

下水道は、都市生活において快適で衛生的な生活環境を提供する、現代社会になくてはならない都市基盤です。本市では、市街化区域のみならず一部の市街化調整区域にも污水管が整備され、公共下水道の普及率は90.8%（平成18年度末現在）に達するなど、県内の自治体の中でも高い水準となっています。

また、浸水被害の解消のため、公共下水道雨水幹線⁸⁶の整備を進めているところです。

市民の下水道に対するニーズは依然として高いことから、今後も計画的な整備と既存施設の適切な維持・管理が求められています。また、地域特性に合わせた生活排水処理のあり方を検討する必要があります。

施策の方向性

快適な生活の実現と浸水被害の防止のために、今後も公共下水道の整備を進めるとともに、既存施設についても適切な維持・管理、老朽化した施設の更新を行います。また、地域特性に合った生活排水施設の整備を検討します。

①効率的な公共下水道事業の推進

- 市街化区域における公共下水道の整備を推進するとともに、市街化調整区域については計画的に整備を進めます。

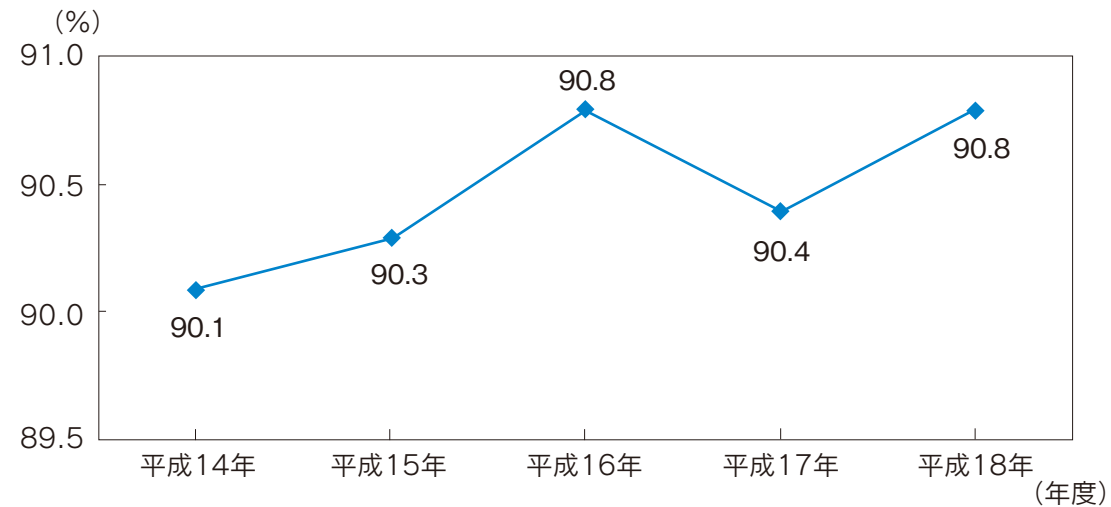
②公共下水道の維持・管理

- 公共下水道施設の適正な維持・管理に努めます。

③生活排水施設の整備

- 公共下水道未整備地区については、地域特性に合った生活排水処理のあり方を検討します。

下水道普及率の推移



資料：下水道課

86 主に都市部の雨水を地下水路などで集め、公共用水域へ排出するための施設。

3 治水・浸水対策の推進

【現状と課題】

本市では、大雨による洪水や冠水被害を防ぐために、都市型水害対策として、遊水池や公共下水道雨水幹線などの整備を進めるとともに、開発行為により整備される宅地・道路における地下浸透施設の設置に対する指導を行ってきました。

また、新河岸川などの改修を国や県に対して要望してきました。

今後も、排水施設の整備を進めるとともに、河川改修の促進を関係機関に働きかけ、市民と関係団体などとの協働による維持・管理を行うことにより、安全で快適な環境の保全を図ることが求められています。

施策の方向性

水路や排水施設の整備を進め、適切な維持・管理に努めます。

また、今後も河川整備を関係機関に働きかけるとともに、水路については、市民及び市民団体との協働による維持・管理を行うなど、安全で潤いのある水辺空間の形成に努めます。

①浸水対策

- 都市型水害を防止するために、雨水管などの整備を進めるとともに、引き続き開発時における貯留施設や地下浸透施設の設置に対する指導を行います。

②河川整備

- 新河岸川の河川改修を国や県に働きかけるとともに、水路などについては、市民、各種団体、事業者との協働による水辺環境の維持・管理を推進します。

4 公園・緑地の整備

【現状と課題】

公園や緑地は市民の憩いの場として機能するほか、都市景観や防災上の観点からも重要な役割を果たしています。本市では、これまで、緑の基本計画などにに基づき、計画的に公園や緑地の整備を進めてきました。その結果、平成 18 年度末の都市公園・緑地の数は 45 か所、総面積は 18.25ha に達しましたが、市民一人あたりの面積は 1.77㎡と、県平均と比較しても低い水準にとどまっています。また、地域により、公園の整備状況に違いが見られることから、バランスのとれた公園整備を図るとともに、より良好な生活環境を形成するために、緑地の整備はもとより、新たに緑を創出していくことが求められています。

また、安全で快適な公園・緑地を維持するため、遊具・施設の改修などの計画的な維持・管理を行うとともに、地域住民による身近な公園の管理が必要となっています。

施策の方向性

地域の自然や歴史を尊重し、地域住民のニーズに対応した公園の整備や緑地の整備、創出を進めるとともに、市民や NPO、事業者、行政の協働により身近な公園や緑地の管理を進めるなど、市民に愛される公園や緑地づくりに取り組みます。

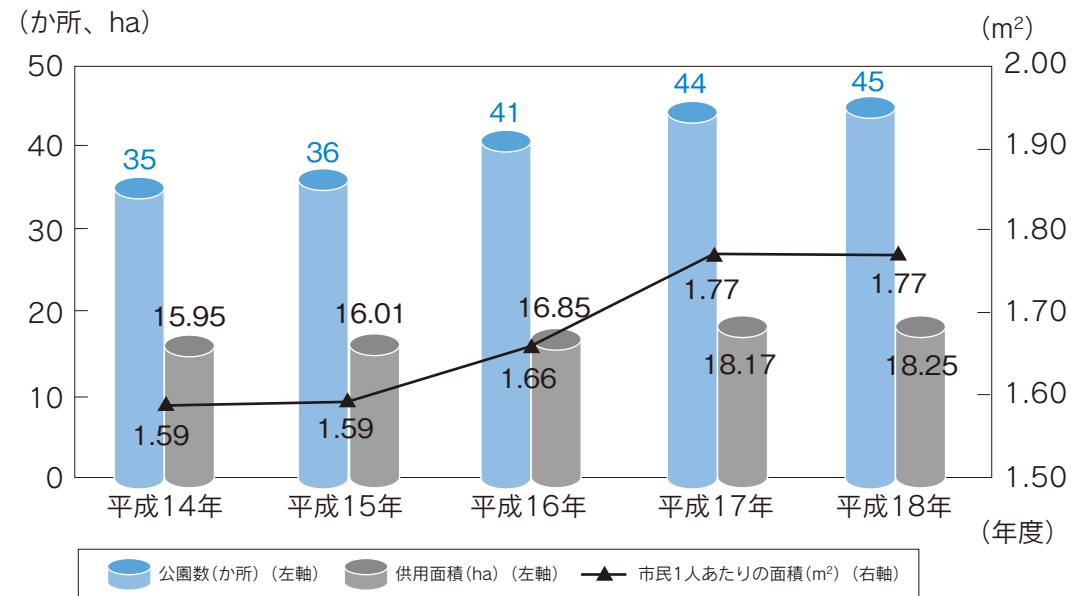
①緑の基本計画の推進

- 都市における良好な生活環境を形成するために緑の基本計画を策定し、計画的かつ系統的に公園を整備するとともに、緑地の整備や創出を推進していきます。

②公園・緑地の維持・管理

- 安全で快適な公園空間を維持するため、樹木の剪定や遊具などの適切な管理を行うとともに、地域住民による身近な公園・緑地の管理を進めます。

公園の面積の推移



資料：都市計画課

5 住環境の整備

【現状と課題】

首都圏のベッドタウンとして発展してきた本市では、昭和 30 年代半ばに日本住宅公団（現・都市再生機構）によって開発された霞ヶ丘、上野台団地をはじめ、計画的なまちづくりが進められてきました。近年では、土地区画整理事業などの推進により、安全で快適な住環境が創出され、上福岡駅やふじみ野駅周辺では高層住宅や宅地の供給が行われています。

一方で、一部市街地では、無秩序な開発の結果、狭い道路が数多く、道路改良率⁸⁷は 68.8%（平成 19 年 4 月現在）にとどまっており、住環境の質だけでなく防犯・防災の観点からも改善が求められています。

また、日照問題など、建築物による近隣トラブルを避けるため、市民、事業者を対象に啓発活動を進めていくことが求められています。

施策の方向性

快適で魅力ある居住空間づくりのために、市民及び開発業者・設計者などに対する啓発活動や指導を進めるとともに、密集市街地における生活道路の改良に努めます。

①良好な住環境の整備

- 開発業者に対する適切な開発・建築指導を行うとともに、市民及び開発業者・設計者などに対して啓発活動を推進することにより、安全で快適な住環境づくりに努めます。
- 住宅の耐震に関する関心度を高めるために、町会・自治会などに出向き、無料の木造建築物耐震診断を行います。

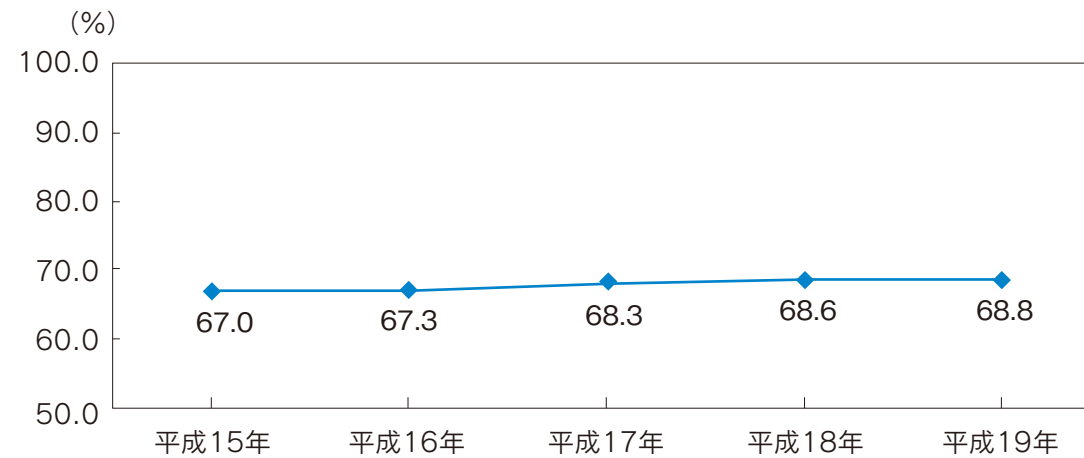
②生活道路の整備

- 道路改良を進めるとともに、道路反射鏡などの設置により安全な道路づくりに努めます。
- 生活道路の計画的な維持・補修を進めるとともに、ロードサポート事業⁸⁸などを通じ、市民自らが維持・管理に参加する、愛着が持てる道路づくりに努めます。

87 道路実延長に対して、拡幅や簡易舗装などの改良を行った延長の割合。

88 地域住民がボランティアで道路の清掃や草刈り、花壇の手入れなどを行う事業。

道路改良率



各年 4 月 1 日現在 資料：道路課

3 交通網の整備・充実

1 道路交通体系の整備

【現状と課題】

川越街道（国道 254 号）や、県道さいたまふじみ野所沢線と東武東上線とが交差する踏み切り付近では慢性的な渋滞が発生しており、道路改良などの対策が求められています。また、合併による市内交流の拡大や関越自動車道三芳スマート IC⁸⁹ が開設され、さらには平成 21 年に富士見川越有料道路の無料化が実現すると、ますます交通量の増加が予想されるため、東西軸をはじめとする市内幹線道路の整備が急務となっています。

今後は、広域幹線道路⁹⁰ と市内主要道路が有機的かつ効果的に機能する道路交通体系の確立が求められています。

施策の方向性

都市計画マスタープランの策定により、道路交通体系のビジョンを示します。広域幹線道路の整備・改良について、国や県に積極的に働きかけるとともに、未整備の街路については、道路の位置づけを明確にし、計画的な整備を進めます。

また、高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者に配慮し、歩道の整備、危険箇所の解消を図るなど、人にやさしい道路空間づくりを進めます。

①広域幹線道路の整備

- 川越街道をはじめとする広域幹線道路の整備・改良を国や県に積極的に働きかけます。

②幹線道路の整備

- 都市計画マスタープランを策定し、関越自動車道や富士見川越有料道路、川越街道を有機的に機能させる東西方向の市内幹線道路などを計画的に整備します。

89 高速道路における ETC（自動料金収受システム）専用の簡易な IC（インターチェンジ）のこと。

90 道路網の中で主要な役割を果たす道路。根幹的自動車交通路として位置づけられ、近隣住区の構成及び都市の骨格を成す。ここでは、関越自動車道、富士見川越有料道路、川越街道を指す。

③渋滞の解消

- 川越街道などの渋滞箇所における交差点改良や道路・橋梁の整備を推進するとともに、県道さいたまふじみ野所沢線と東武東上線とが交差する踏み切りの拡幅について県に働きかけ、安全性の確保を図ります。



亀久保交差点付近の様子

2 公共交通機関の充実

【現状と課題】

本市の広域公共交通は、東武東上線や地下鉄有楽町線の乗り入れにより、東京都心や川越市などへの良好なアクセスが保たれています。一方、市内公共交通に関しては、上福岡駅、ふじみ野駅を基点とした民間事業者によるバス路線に加え、平成 14 年から、高齢者、障害者などの交通弱者の外出意欲の向上や公共施設などへの利便性の向上を目的に、大井地域を中心とする循環バスの運行を開始し、市民生活の利便性が向上しました。循環バスの乗車人数は、平成 18 年度は約 28,100 人となっています。

今後は、市民が円滑に移動できるよう、公共交通機関の充実を図ることが課題となっています。

施策の方向性

広域交通に関しては、東武東上線の輸送力の増強を図るために、県などと連携し、事業者に対し働きかけていきます。市内交通に関しては、バス事業者に対し、増便や新規路線の開設を働きかけるとともに、循環バスについては、民間路線の系統を踏まえてルートの見直しなどを検討します。

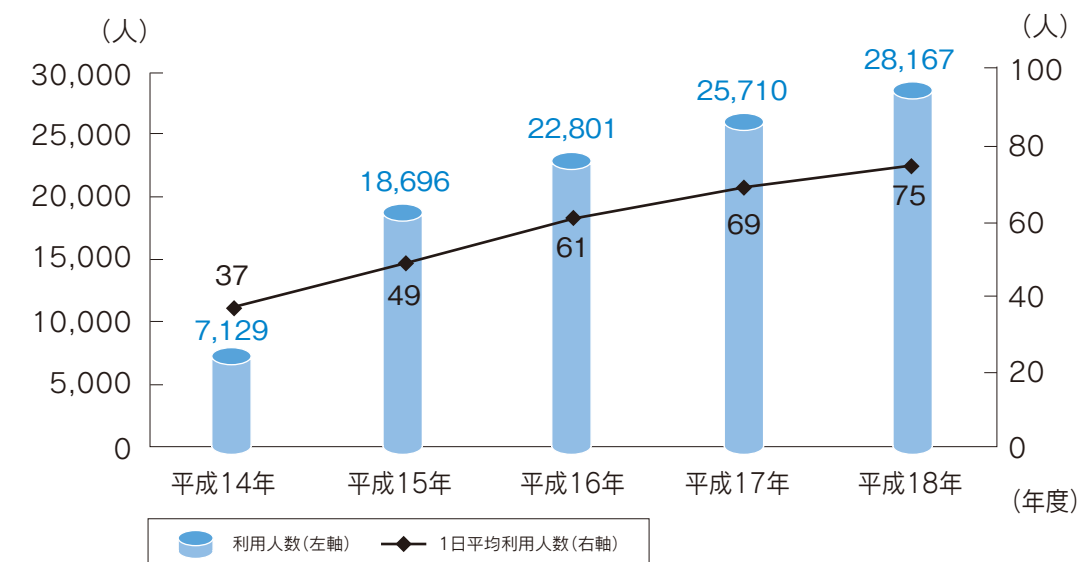
①鉄道輸送の利便性の向上

- 県などと連携し、東武鉄道に対し、東上線の複々線化の実現を引き続き働きかけていきます。
- 上福岡駅のエレベーターの設置などによるバリアフリー化など、駅施設の改善を促進します。

②バス輸送の充実

- 既存民間路線の利便性の向上を事業者に働きかけるとともに、民間路線の系統を踏まえて、循環バスのルートの見直しなどを検討します。

循環バス乗車数の推移



※平成 14 年度については 10 月からの利用人数
資料：道路課



上福岡駅エスカレーター